

農地・水保全管理支払交付金交付要綱

制定 平成23年 4 月 1 日付け22農振第2260号
最終改正 平成25年 5 月16日付け24農振第2704号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣は、農地、農業用水等の資源の保全と質的向上を図るため、農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年 4 月 6 日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱（平成23年11月21日付け23農振第1912号農林水産事務次官依命通知。以下「復旧活動支援実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において実施要綱第5及び復旧活動支援実施要綱第4に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年 6 月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年 6 月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第2 交付の対象経費及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表の事業の欄に掲げる1から4までの経費の相互間の流用
- (2) 別表の3の事業の経費の内容の欄に掲げる経費については、第6の2に規定するものを除き、(1)から(5)までの経費の相互間の流用

(申請手続)

第4 交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 共同活動支援交付金、農地・水保全管理支払推進交付金及び復旧活動支援交付金
適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の様式は、別記様式第1号のとおりとし、補助事業者は、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が毎年度別に定める日までに正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 向上活動支援交付金
ア 交付申請書の様式は、別記様式第2号のとおりとし、補助事業者は、地方農政局長等宛てに申請することとし、実施要綱別紙3の第2の1に基づき都道府県知事が策定する農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針

において、地域の推進体制の中で、申請事務を担うこととして定めた者（以下「都道府県が定めた者」という。）が定める日までに、都道府県が定めた者に提出するものとする。

イ 都道府県が定めた者は、アにより交付申請の提出があった場合は、別記様式第3号の交付申請報告書に補助事業者より提出された国宛ての交付申請書を添え、毎年度5月31日までに地方農政局長等に提出するものとする。なお、補助事業者が実施要綱別紙2の第5の3又は4に定める採択又は採択内容の変更承認を受けようとする年度の申請については、地方農政局長等が別に定める日までに提出するものとする。

(3) 補助事業者は、(1)又は(2)の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国の助成割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付決定の通知）

第5 交付金の交付決定の通知は、次により行うものとする。

(1) 共同活動支援交付金、農地・水保全管理支払推進交付金及び復旧活動支援交付金

地方農政局長等は、第4の(1)の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(2) 向上活動支援交付金

地方農政局長等は、第4の(2)の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、交付決定通知書を都道府県が定めた者を經由して、補助事業者に送付するものとする。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第4号による変更（中止又は廃止）承認申請書を第4の交付申請の手續に準じて地方農政局長等に提出しなければならない。

2 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

なお、別表の3の経費の内容の欄に掲げる(2)、(3)及び(4)の経費の相互間の流用をしようとするときは、1によらなければならない。

（概算払の請求）

第7 補助事業者は、第5による交付決定の通知をもとに交付金の概算払を請求するときは、別記様式第5号により概算払請求書を作成し、第4の交付申請の手續に準じて地方農政局長等に提出するものとする。

（事業遅延の届出）

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金に係る事業の遂行が困難となった理由及び交付金に係る事業の遂行状況

を記載した書類を第4の交付申請の手續に準じて地方農政局長等に提出しなければならない。

(状況報告)

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、次により行うものとする。

- (1) 共同活動支援交付金、農地・水保全管理支払推進交付金及び復旧活動支援交付金

補助事業者は、交付金の交付のあった年度の12月31日時点において、別記様式第6号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第5号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

- (2) 向上活動支援交付金

ア 交付決定額が100万円以上の補助事業者にあつては、交付金の交付のあった年度の12月31日時点において、別記様式第6号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに、都道府県が定めた者を經由して地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第5号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

イ 補助事業者は、アに関わらず、交付金の遂行及び支出状況について、地方農政局長等の指示があったときは、速やかに別記様式第6号により遂行状況報告書を作成し、都道府県が定めた者を經由して地方農政局長等に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 交付金の実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 共同活動支援交付金、農地・水保全管理支払推進交付金及び復旧活動支援交付金

規則第6条第1項に規定する実績報告書（以下「実績報告書」という。）の様式は、別記様式第7号のとおりとし、地方農政局長等に正副2部を提出しなければならない。

- (2) 向上活動支援交付金

ア 補助事業者は、別記様式第8号による実績報告書について、実施要綱別紙2の第7の2に基づき、市町村長の確認を経て、都道府県が定めた者を經由して地方農政局長等に提出するものとする。

イ 都道府県が定めた者は、アにより実績報告書の提出があった場合は、別記様式第9号の実績とりまとめ報告書に補助事業者より提出された国宛ての実績報告書を添え、地方農政局長等に提出するものとする。

- (3) 第4の(3)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)又は(2)の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- (4) 第4の(3)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)又は(2)の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（(3)の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号による消費税等相当額報告書を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない

場合又はない場合であっても、その状況等について、第12の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により、都道府県が定めた者を經由して地方農政局長等に報告しなければならない。

- (5) (4)の規定にかかわらず、補助事業者が消費税の納税の義務が免除される事業者である場合は、売上高を確認できる資料の地方農政局長等への提出をもって消費税等相当額報告書による報告とみなすことができる。

(実績報告書の提出期限)

第11 規則第6条第1項に規定する農林水産大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、実施要綱第5の1の(1)に定める地域協議会、実施要綱第5の2の(1)に定める農地・水・環境保全組織又は実施要綱第5の2の(2)に定める活動組織が交付金に係る事業を行う場合において、当該組織に対し交付金の全額が概算払により交付されたときとする。

- 2 1の場合における規則第6条第1項の報告の期日は、交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の5月末日までとする。

(交付金の額の確定等)

第12 地方農政局長等は、規則第6条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査をするほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第6に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、第5の交付決定の通知の手続に準じて補助事業者へ通知する。

- 2 地方農政局長等は、補助事業者へ交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

- 3 2の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（ただし、都道府県が当該交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から90日以内に地方農政局長等が定める日とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第13 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、第5の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
(2) 補助事業者が、交付金を交付金に係る事業以外の用途に使用した場合
(3) 補助事業者が、交付金に関して不正その他不適当な行為をした場合
(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合

- 2 地方農政局長等は、1の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 地方農政局長等は、1の(1)から(3)までに掲げる場合において、2の返還を命ずるときには、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- 4 2の交付金の返還及び3の加算金の納付については、第12の3の規定を準

用する。

(財産の管理等)

第14 施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、当該財産のうち1に規定する財産及び施行令第13条に規定するその他の財産については、規則に規定する期間内において、地方農政局長等の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第15 規則3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第16 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第4(3)並びに第10(3)及び(4)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附則（平成23年11月21日付け23農振第1914号）

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。

附則（平成24年4月6日付け23農振第2345号）

1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき、平成23年度までに実施した事業の実績報告については、なお従前の例によることとする。

附則（平成25年4月1日付け24農振第2638号）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年度における第4の(2)のイに規定する地方農政局長等に対する提出期限については、採択又は採択内容の変更承認を受けようとする場合を除き平成25年6月28日までとする。

3 この通知による改正前の要綱に基づき、平成24年度までに実施した事業の実績報告については、なお従前の例によることとする。

附則（平成25年5月16日付け24農振第2704号）

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

別表（第２、第３及び第６の２関係）

事業	経費の内容	交付率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 共同活動支援交付金	実施要綱別紙１の第１により事業実施主体が対象組織に対し共同活動支援交付金を交付するのに要する経費	定額		補助事業者の変更
2 向上活動支援交付金	実施要綱別紙２の第２の事業実施主体が実施要綱別紙２の第４に規定する対象向上活動を行うために要する経費	定額		補助事業者の変更
3 農地・水保全管理支払推進交付金	(1) 地域協議会が実施要綱別紙３の第１の１の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		補助事業者の変更
	(2) 都道府県が実施要綱別紙３の第１の２の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		
	(3) 市町村が実施要綱別紙３の第１の３の規定に基づいて行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県が市町村に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		
	(4) 地域協議会が実施要綱別紙の３第１の１の規定に基づいて行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県が地域協議会に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		
	(5) 事業実施主体が復旧活動支援実施要綱第２の２の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		
4 復旧活動支援交付金	復旧活動支援実施要綱第９の１により事業実施主体が対象組織に対して交付金を交付するのに要する経費	定額		補助事業者の変更

別記様式第1号(第4の(1)関連)(その1:農地・水保全管理支払交付金実施要綱関係)

平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道又は北海道に事務所を置く地域協議会にあつては農林水産大臣
沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

[地域協議会]

住 所

団 体 名

代 表 者 名

氏 名 印

又は

都道府県知事

氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第4の(1)の規定により、下記のとおり申請する。

なお、事業の内容等は、別添の事業実施計画のとおりである。

記

交付金交付申請額

共同活動支援交付金

円

農地・水保全管理支払推進交付金

円

注1： 添付書類として、農地・水保全管理支払交付金実施要綱別紙1の第6の1又は同要綱別紙3の第2の2により地方農政局長等に提出した事業実施計画書を添付すること。

なお、事業実施計画書の内容に変更がある場合は、変更後の計画書の変更箇所を分かるように訂正した上で、提出すること。

注2： 交付申請額の右側に括弧書きで、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別記様式第1号(第4の(1)関連)(その2:農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱関係)

平成〇〇年度農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道又は北海道にに事務所を置く地域協議会にあつては農林水産大臣)

[地域協議会]
住 所
団 体 名
代 表 者 名 氏 名 印
又は
都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地・水保全管理支払交付金
交付要綱第4の(1)の規定により、下記のとおり申請する。
なお、事業の内容等は、別添の事業実施計画のとおりである。

記

交付金交付申請額	
復旧活動支援交付金	円
農地・水保全管理支払推進交付金	円

注1: 添付書類として、復旧活動支援実施要綱第5の1により地方農政局長等に提出した事業実施計画書を添付すること。

なお、事業実施計画書の内容に変更がある場合は、変更後の変更箇所を分かるように訂正した上で、提出すること。

注2: 交付申請額の右側に括弧書きで、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別記様式第2号(第4の(2)関係)

申請先	
国宛	地方宛

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県が定めた者（団体名）
代表者名 殿

住 所
組織名
代表者名

印

平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請する。
なお、事業の内容等は、平成〇〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。

記

1. 交付申請額

事業費	交付申請額		その他
	国分	地方分	
(1)施設の長寿命化の取組 円	円	円	円
(2)高度な農地・水の保全活動 円	円	円	円
(3)地域資源保全プランの策定 円	円	円	円
(4)活動組織の広域化・体制強化 円	円	円	円
合計 円	円	円	円

2. 事業完了予定日 平成 年 月 日

- (注) 1 「申請先」欄の国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。
- 2 「1. 交付申請額」のうち地方分について、都道府県、市町村別に区分する必要がある場合は、交付申請額の地方分を区分して、金額を記載すること。
- 3 「1. 交付申請額」について、交付申請額の合計欄の枠外（右下）に、括弧書きで、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含み税額」とそれぞれ記入すること。
- 4 地方分の申請について、都道府県が定めた者が別に申請様式を定めた場合、「申請先」欄及び地方分の宛先を削除すること。
- 5 採択申請時等に提出した規約等、協定、活動計画又は交付金の振込先の内容から変更がある場合は、変更後の規約等、協定、活動計画又は交付金の振込先を添付し提出すること。
- 6 前記5により、交付申請書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり申請する。」を「関係書類を添えて申請する。」とし、活動計画の変更がある場合については、「なお、事業の内容等は、平成〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。」を削除して提出すること。
- 7 施設の長寿命化の取組のみを行う場合は、「1. 交付申請額」について、不用な行を削除するとともに、事業費欄の「(1)施設の長寿命化の取組」の記述を削除して提出することができる。

別記様式第3号(第4の(2)関係)

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金交付申請報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所
団体名
代表者名



平成〇〇年度において、別紙のとおり交付申請書の提出があつたので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知）第4の(2)のイに基づき、下記関係書類を添えて、提出する。

記

1. 交付申請整理表（別紙1）

（注）整理表とともに対象組織が提出した交付申請書を提出すること。

別紙1
交付申請整理表

平成 ○○ 年度提出分

[illegible]

(注1) 農地に係る施設については、都道府県が策定する対象施設・対象活動に関する指針で追加した場合、対象とする施設を記載するものとする。
(注2) 交付金額は国と地方分を合計した額を記載するものとする。

(注2) 交付金額は国と地方分を合計した額を記載するものとする。

平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道又は北海道に事務所を置く地域協議会にあつては農林水産大臣
沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

[地域協議会]

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名 印

又は

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載内容については、別記様式第1号の記に準ずる。また、別記様式第1号による交付金交付申請書に添付した事業実施計画を変更して提出するものとする。

この場合において、「変更(中止又は廃止)の理由」を添付するとともに、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

- 2 交付金の額が増額(減額)する場合には、件名の「平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金変更承認申請書」を「平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金の変更及び追加(減額)交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第6の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第6の規定により、交付金〇〇〇円を追加交付(減額承認)されたく申請する。」とする。
- 3 農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱に基づく事業にあつては、件名の「平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金変更承認申請書」を「平成〇〇年度農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金変更承認申請書」とする。

別記様式第4号(第6関係) (その2:対象組織)

申請先	
☒ 国宛	☐ 地方宛

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県が定めた者(団体名)
代表者名 殿

住 所
組織名
代表者名

印

平成〇〇年度に交付決定通知のあった事業の実施について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請する。

なお、事業の変更内容等は、平成〇〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。

記

1. 交付申請額

事業費	交付申請額		その他
	国分	地方分	
(1)施設の長寿命化の取組			
円	円	円	円
(2)高度な農地・水の保全活動			
円	円	円	円
(3)地域資源保全プランの策定			
円	円	円	円
(4)活動組織の広域化・体制強化			
円	円	円	円
合計			
円	円	円	円

注:変更前の交付決定額を上段括書、変更申請額を下段に記載すること。

2. 事業完了予定日 平成 年 月 日

- (注) 1 「申請先」欄の国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。
- 2 「1. 交付申請額」のうち地方分について、都道府県、市町村別に区分する必要がある場合は、交付申請額の地方分を区分して、金額を記載すること。
- 3 「1. 交付申請額」について、交付申請額の合計欄の枠外(右下)に、括弧書きで、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含み税額」とそれぞれ記入すること。
- 4 地方分の申請について、都道府県が定めた者が別に申請様式を定めた場合、「申請先」欄及び地方分の宛先を削除すること。
- 5 採択申請時等に提出した規約等、協定又は活動計画の内容から変更がある場合は、変更後の規約等、協定又は活動計画を添付し提出すること。
- 6 前記5により、活動計画の変更がある場合は、本文中の「なお、事業の内容等は、平成〇〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。」を削除して提出すること。
- 7 施設の長寿命化の取組のみを行う場合は、「1. 交付申請額」について、不用な行を削除するとともに、事業費欄の「(1)施設の長寿命化の取組」の記述を削除して提出することができる。

別記様式第5号(第7関係)

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金概算払請求書

(対象組織の場合は都道府県が定めた者経由)

番 年 月 号 日

地方農政局長 殿
官署支出官 地方農政局総務部長 殿
北海道の場合は
農林水産大臣
農林水産省大臣官房経理課調査官
沖縄の場合は
内閣府沖縄総合事務局長
官署支出官 沖縄総合事務局総務部長

「地域協議会又は対象組織」
住 所
組織名
代表者名 印
又は
都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

記

1. 請求金額 金 円

2. 請求金額の内訳

平成〇〇年〇月〇日現在

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残 高 ①-(②+③)	備考
			金 額	〇月〇日まで 予定出来高		
	円	円	円	%	円	

3. 事業の完了予定 平成 年 月 日

別記様式第6号(第9関係)

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金遂行状況報告書

(対象組織の場合は都道府県が定めた者経由)

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

「地域協議会又は対象組織」

住 所

組織名

代表者名

印

又は

都道府県知事

氏

名

印

平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金の事業の遂行状況について、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第9に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 事業遂行状況

区 分	事業費(A)	事業の遂行状況(B) (平成〇〇年12月31 日)	進捗率 (B)/(A)	備 考
	円	円		

(注) 「事業の進捗状況」の欄には、交付金の支払い金額を記載すること。

平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道又は北海道に事務所を置く地域協議会にあつては農林水産大臣
沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

[地域協議会]

住 所

団 体 名

代 表 者 名 氏 名 印

又は

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第10の(1)の規定により、その実績を報告する。

記

共同活動支援交付金	円
農地・水保全管理支払推進交付金	円

注1：添付書類として、農地・水保全管理支払交付金実施要綱別紙1の第9の1又は別紙3の第4により地方農政局長等に提出する事業実績報告書を添付するものとする。

注2：このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、交付金申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

注3：実施要綱第4の3の農地・水保全管理支払推進交付金について、都道府県知事が管内の市町村長に対し交付金を交付している場合にあっては、実績額の右側に括弧書きで、交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

平成 年度農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道又は北海道に事務所を置く地域協議会にあっては農林水産大臣)

[地域協議会]
住 所
団 体 名
代 表 者 名 氏 名 印
又は
都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第10の(1)の規定により、その実績を報告する。

記

復旧活動支援交付金	円
農地・水保全管理支払推進交付金	円

注1：添付書類として、復旧活動支援実施要綱第10により地方農政局長等に提出する事業実績報告書を添付するものとする。

注2：このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、交付金申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第8号(第10の(2)関係)

報告先	
<u>国宛</u>	地方宛

平成 年度 農地・水保全管理支払交付金実績報告書

番 年 月 日

(〇〇市町村経由)
 地方農政局長 殿
 (北海道にあっては農林水産大臣
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県が定めた者(団体名)
 代表者名 殿

住 所
 組織名
 代表者名

印

平成〇年度において交付決定のあった農地・水保全管理支払交付金に係る事業について、下記のとおり、報告する。
 (なお、併せて精算額 円の交付を請求する。)
 記

1. 交付金の精算額

事業費	交付金の精算額		その他
	国分	地方分	
(1)施設の長寿命化の取組 円	円	円	円
(2)高度な農地・水の保全活動 円	円	円	円
(3)地域資源保全プランの策定 円	円	円	円
(4)活動組織の広域化・体制強化 円	円	円	円
合計 円	円	円	円

注：予算額を上段括書、精算額を下段に記載すること。

2. 交付決定日 平成 年 月 日

3. 事業完了日 平成 年 月 日

4. 事業の成果

活動区分	実施内容	実績	金額(円)
小 計			

- (注) 1 「申請先」欄の国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。
- 2 活動区分は、1を施設の長寿命化のための活動（1.1を補修、1.2を更新、1.3を事務費とする）、2を「高度な農地・水の保全活動」、3を「地域資源保全プランの策定」、4を「活動組織の広域化・体制強化」とする。
- 3 「1. 交付金の精算額」のうち地方分について、都道府県、市町村別に区分する必要がある場合は、交付金の精算額の地方分を区分して、金額を記載すること。
- 4 地方分の実績報告書について、都道府県が定めた者が別に実績報告書の様式を定めた場合、「申請先」欄及び地方分の宛先を削除すること。
- 5 採択申請時等に提出した規約等、協定、活動計画又は交付金の振込先の内容から変更がある場合は、変更後の規約等、協定、活動計画又は交付金の振込先を添付し提出すること。
- 6 前記5により、実績報告書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり報告する。」を「関係書類を添えて報告する。」として提出すること。
- 7 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し等を添付すること。
- 8 施設の長寿命化のための活動への支援のうち、農地に係る施設については、都道府県が策定する対象活動・対象施設に関する指針で追加した場合、対象とする施設を記載するものとする。
- 9 地域資源保全プランを策定した年度においては、同プランを添付するものとする。
- 10 精算額がある場合は、本文中の（ ）書きを追記すること。

別記様式第9号(第10の(2)関係)

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金実績取りまとめ報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所
組織名
代表者名



平成〇〇年度において、別紙のとおり実績報告書の提出があつたので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知）第10の(2)のイに基づき、下記関係書類を添えて、提出する。

記

1. 実績報告整理表（別紙2）

注： 整理表とともに、対象組織が提出した実績報告書及び市町村が提出した実施状況報告書を提出すること。

平成		〇〇	年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
都道府県名	市町村名	地方負担分の交付団体名	対象組織番号			対象組織名	市町村による 実施状況の確認				事業費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
							交付金の精算額	事業期間	事業の成果		1 施設の長寿命化の取組										2 高度な農地・水の保全活動					3 地域資源保全プランの策定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			書類確認	現地確認	交付金の精算額(円)				支出内訳(円)						交付金の精算額(円)					交付金の精算額(円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
					合計(円)				計	国分	地方分	その他	合計(円)	水路	農道	ため池	(農地に係る施設)	事務費	合計(円)	計	国分	地方分	その他	合計(円)	計	国分	地方分	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

別紙2
実績報告整理表

(2/3)

平成		〇〇		年度																						
都道府県名	市町村名	地方負担分の交付団体名	対象組織番号			対象組織名				事業の成果(事業量)																
							4 活動組織の広域化・体制強化			1 施設の長寿命化の取組																
			交付金の精算額(円)				水路				農道				ため池				(農地に係る施設)							
			採択年度	分類	番号		合計(円)	計	国分	地方分	その他	水路本体		付帯施設		農道本体		付帯施設		堤体本体		付帯施設		(施設名)		
補修(m)	更新等(m)	補修(箇所)				更新等(箇所)						補修(m又は箇所)	更新等(m)	補修(箇所)	更新等(箇所)	補修(箇所)	更新等(箇所)	補修(箇所)	更新等(箇所)	補修(〇)	更新等(〇)					
市町村 計					組織											m										〇
																箇所										

(注1) 補修及び更新等の欄においては、施工完了した数量を破線右側に記載するものとする。また、施工完了数量以外に、設計や資材購入等施工未完の数量がある場合は、これを破線左側に記載するものとする。

(注2) 農地に係る施設については、都道府県が策定する対象施設・対象活動に関する指針で追加した場合、対象とする施設を記載するものとする。

別紙2
実績報告整理表

(3/3)

平成		〇〇		年度																							
都道府県名	市町村名	地方負担分の交付団体名	対象組織番号			対象組織名	2 高度な農地・水の保全活動																			3 地域資源保全プランの策定	4 活動組織の広域化・体制強化
			採択年度	分類	番号		農業用水の保全				農地の保全			地域環境の保全								その他	(地域特認取組)				
							(1)循環かんがいによる水質保全	(2)浄化水路による水質保全	(3)地下水かん養	(4)持続的な水管理	(1)土壌流出防止		(2)ため池利用による洪水調整	(1)生物多様性の回復				(2)水環境の回復	(3)水田貯留		(4)持続的な畦畔管理			専門家の指導			
							循環かんがい施設の保全等(ha)	水路への木炭等の設置(m)	冬期湛水等のためのポンプの設置(ha)	末端ゲート・バルブの自動化等(箇所)	給水栓・取水口の自動化等(箇所)	グリーンベルト等の設置(m)	防風林の設置(m)	ため池等の浚渫(m3)	水田魚道の設置(箇所)	水路魚道の設置(ha)	生息環境向上施設の設置(箇所)	生物の移動経路の確保(m)	水環境回復のための節水かんがいの導入(ha)	水田貯留(排水路の改良、畦畔の嵩上げ等)(ha)	水田貯留(水位調整板(管)の設置)(ha)	カバープランツ(地被植物)の設置(m2)		法面への小段の設置(m)	専門家による技術的指導の実施(回)		
市町村 計						組織																					

別記様式第 10 号（第 10 関係）

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣
、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長 〕

「地域協議会又は対象組織」

所 在 地

組 織 名

代 表 者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた農地・水保全管理支払交付金について、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第 10 に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第 15 条の交付金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額 | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

なお、地域協議会又は対象組織が法人格を有しない場合は、全ての構成員分を添付すること

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 地域協議会又は対象組織が、消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

- ・ 金銭出納簿その他必要な資料又はその写しを添付すること。
- ・ 地域協議会又は対象組織が、法人であり、かつ、免税事業者の場合は、事業の実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる書類
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける地域協議会又は対象組織の場合は、事業の実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 地域協議会又は対象組織が、消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財產管理台帳

[illegible]

注1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

注2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

注3：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。

注4：この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

注5：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。